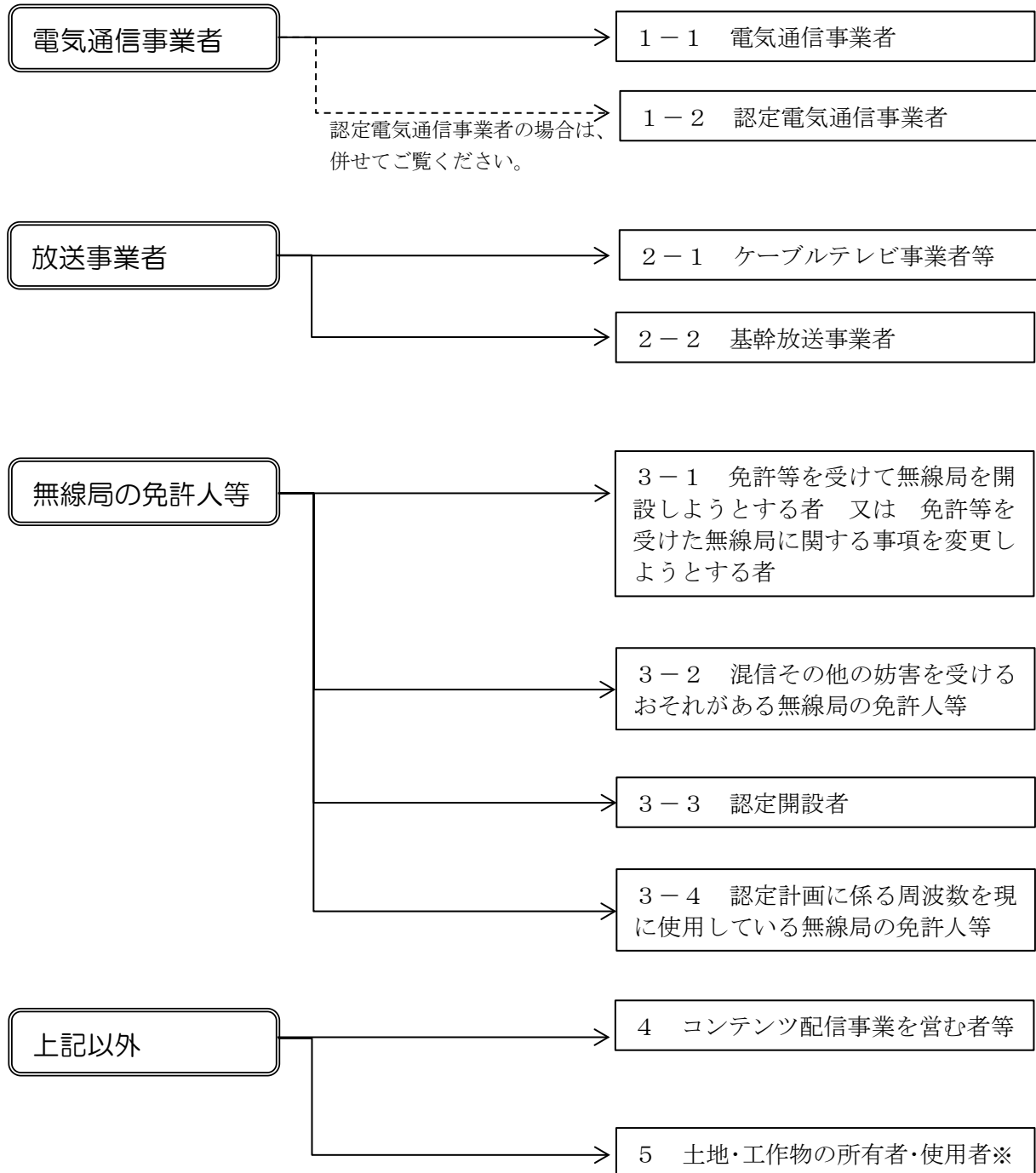


◎ 電気通信紛争処理マニュアルのご利用に当たって

「第 I 部 手続解説」の参考となるページを速やかにご覧いただくため、以下の早引表を用意しましたのでご利用下さい。

以下のガイドに従い、次ページ以降の別表をご覧いただくことにより、本マニュアルの参照ページをあらかじめ確認することができます。



※ 認定電気通信事業者と関係を有する
場合に限りです。

別表

契約等のトラブル（紛争）の相手方に応じて、対象となる協定・契約等、可能な手続、本マニュアル「第Ⅰ部 手続解説」の参照ページを一覧で示しています。

1-1 電気通信事業者

紛争の相手方	紛争対象の協定・契約等	可能な手続	参照ページ
電気通信事業者	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信設備の接続に関する協定 電気通信設備又は電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定 卸電気通信役務の提供に関する契約 	あっせん	⇒ I-1～I-2 I-7～I-18
		仲裁	⇒ I-19～I-20 I-25～I-46
		総務大臣の協議命令	⇒ I-47～I-55
		総務大臣の裁定	⇒ I-56～I-60
	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信役務の円滑な提供の確保のために締結が必要な協定・契約 	あっせん	⇒ I-2～I-3 I-7～I-18
		仲裁	⇒ I-20～I-21 I-25～I-46
コンテンツ配信事業を営む者等	<ul style="list-style-type: none"> コンテンツ配信事業を営む者等が当該事業を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約 	あっせん	⇒ I-3～I-4 I-7～I-18
		仲裁	⇒ I-21 I-25～I-46

1-2 認定電気通信事業者

紛争の相手方	紛争対象の協定・契約等	可能な手続	参照ページ
土地・工作物の所有者・使用者	<ul style="list-style-type: none"> 他人の土地及びこれに定着する建物その他の工作物の使用 	総務大臣の協議認可	⇒ I-61～I-69
		総務大臣の裁定	⇒ I-70～I-77
	<ul style="list-style-type: none"> 線路の移転その他支障の除去に必要な措置 	総務大臣の裁定	⇒ I-78～I-83

2-1 ケーブルテレビ事業者等

紛争の相手方	紛争対象の協定・契約等	可能な手続	参照ページ
基幹放送事業者	・ケーブルテレビ事業者等が基幹放送事業者の地上基幹放送を受信して行う再放送に係る同意	あつせん	⇒ I - 4 I - 7～ I -18
		仲裁	⇒ I -21～ I -22 I -25～ I -46
		総務大臣の裁定	⇒ I -91～ I -96

2-2 基幹放送事業者

紛争の相手方	紛争対象の協定・契約等	可能な手続	参照ページ
ケーブルテレビ事業者等	・ケーブルテレビ事業者等が基幹放送事業者の地上基幹放送を受信して行う再放送に係る同意	あつせん	⇒ I - 4 I - 7～ I -18
		仲裁	⇒ I -21～ I -22 I -25～ I -46

3-1 免許等を受けて無線局を開設しようとする者 又は 免許等を受けた無線局に関する事項を変更しようとする者

紛争の相手方	紛争対象の協定・契約等	可能な手続	参照ページ
混信その他の妨害を与えるおそれがある他の無線局の免許人等	・混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約	あつせん	⇒ I - 5～ I - 6 I - 7～ I -18
		仲裁	⇒ I -22～ I -23 I -25～ I -46

3-2 混信その他の妨害を受けるおそれがある無線局の免許人等

紛争の相手方	紛争対象の協定・契約等	可能な手続	参照ページ
免許等を受けて他の無線局を開設しようとする者 又は 免許等を受けた他の無線局に関する事項を変更しようとする者	・混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約	あつせん	⇒ I - 5～ I - 6 I - 7～ I -18
		仲裁	⇒ I -22～ I -23 I -25～ I -46

3-3 特定基地局の開設計画の認定を受けて特定基地局を開設する者（認定開設者）

紛争の相手方	紛争対象の協定・契約等	可能な手続	参照ページ
認定計画に係る周波数を現に使用している無線局の免許人等	・ 終了促進措置に関する契約	あつせん	⇒ I - 6 I - 7 ~ I -18
		仲裁	⇒ I -23 ~ I -24 I -25 ~ I -46

3-4 認定計画に係る周波数を現に使用している無線局の免許人等

紛争の相手方	紛争対象の協定・契約等	可能な手続	参照ページ
認定開設者	・ 終了促進措置に関する契約	あつせん	⇒ I - 6 I - 7 ~ I -18
		仲裁	⇒ I -23 ~ I -24 I -25 ~ I -46

4 コンテンツ配信事業を営む者等

紛争の相手方	紛争対象の協定・契約等	可能な手続	参照ページ
電気通信事業者	・ コンテンツ配信事業を営む者等が当該事業を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約	あつせん	⇒ I - 3 ~ I - 4 I - 7 ~ I -18
		仲裁	⇒ I -21 I -25 ~ I -46

5 土地・工作物の所有者・使用者

紛争の相手方	紛争対象の協定・契約等	可能な手続	参照ページ
認定電気通信事業者	・ 線路の移転その他支障の除去に必要な措置	総務大臣の裁定	⇒ I -78 ~ I -83

その他

本マニュアル「第 I 部 手続解説」には以下の手続についても解説があります。

- ・ 総務大臣による電気通信事業者に対する業務改善命令等 …… I -84 ~ I -87
- ・ 総務大臣に対する意見申出制度 …… I -87 ~ I -90
- ・ 電気通信紛争処理委員会から総務大臣に対する勧告 …………… I -97